

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月20日
【会社名】	株式会社リロ・ホールディング
【英訳名】	Relo Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 謙一
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿四丁目3番23号
【電話番号】	03-5312-8704
【事務連絡者氏名】	専務取締役 門田 康
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿四丁目3番23号
【電話番号】	03-5312-8704
【事務連絡者氏名】	専務取締役 門田 康
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額を合算した金額 501,345,900円

(注) 1. 本募集は、平成23年6月24日(金)開催の当社第44回定時株主総会の決議及び平成23年7月12日(火)開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとしたします。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当対象者がその権利を喪失した場合には、募集金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

関東財務局長に平成23年7月12日に提出した有価証券届出書及び平成23年7月13日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成23年7月20日に「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するために有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
 - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(権利内容に何ら限定のない完全議決権株式で当社における標準となる株式)1単元の株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	293,700株 各新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率 かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	未定 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値)に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし(注)1の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 499,583,700円 上記金額は、本有価証券届出書提出時の見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 発行価格 未定 平成23年7月20日に決定する。発行価格は上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める「行使価額」とする。 2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうち資本に組み入れる額 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日(水)から平成31年6月30日(日)まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リロ・ホールディング 法務コンプライアンス室 (またはその時々における当該業務担当部署) 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 住友信託銀行株式会社 東京営業部 (またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使においても当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。)の取締役、執行役員または従業員あるいは当社監査役であることを要するものとする。</p> <p>ただし権利行使時にこれらの地位を喪失した場合であっても、当社取締役会が正当な理由があると認め、その者の権利行使を承認した場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。</p> <p>3 新株予約権の質入はこれを認めない。</p> <p>4 その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得する事ができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 行使価額の調整

(1) 新株予約権の割当日以降、次の または の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ(ただし、署名の習慣ある外国人は、署名をもって記名捺印に代えることができる。)、これを行使請求の受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額(以下、「払込金」という。)を、現金にて払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

4 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとする。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(権利内容に何ら限定のない完全議決権株式で当社における標準となる株式)1単元の株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	293,700株 各新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率 かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり170,700円(1株当たり1,707円)とする。 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。ただし(注)1の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 501,345,900円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 発行価格 1,707円 2 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうち資本に組み入れる額 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日(水)から平成31年6月30日(日)まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リロ・ホールディング 法務コンプライアンス室 (またはその時々における当該業務担当部署) 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 住友信託銀行株式会社 東京営業部 (またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使においても当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。)の取締役、執行役員または従業員あるいは当社監査役であることを要するものとする。 ただし権利行使時にこれらの地位を喪失した場合であっても、当社取締役会が正当な理由があると認め、その者の権利行使を承認した場合はこの限りではない。 2 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行することができる。 3 新株予約権の質入はこれを認めない。 4 その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」による。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得する事ができる。

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 行使価額の調整

- (1) 新株予約権の割当日以降、次の または の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行なう場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ(ただし、署名の習慣ある外国人は、署名をもって記名捺印に代えることができる。)、これを行使請求の受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額(以下、「払込金」という。)を、現金にて払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

4 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金指定口座に入金されたときに生ずるものとする。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1.	発行諸費用の概算額(円)(注)2.	差引手取概算額(円)
499,583,700	730,000	498,853,700

(注)1. 払込金額の総額(本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額)は、本有価証券届出書提出時の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の見込み額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額は減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)(注)1.	発行諸費用の概算額(円)(注)2.	差引手取概算額(円)
501,345,900	730,000	500,615,900

(注)1. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額は減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。